

御船町農業委員会会議録

平成 29 年 6 月 12 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 6 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 12 日（月）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員（17 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

3 番 荒木 義一

4 番 竹崎 幸雄

5 番 山本 富士夫

6 番 田中 安男

7 番 緒方 顯治

8 番 川地 良一

9 番 上田 洋介

10 番 山下 啓四郎

11 番 後藤 博文

12 番 藤村 俊治

13 番 藤田 邦弘

14 番 河地 友好

15 番 芥川 誠

16 番 藤本 隆盛

17 番 松岡 信浩

18 番 江藤 弘

20 番 荒木 崇

欠席者 3 番 荒木 義一 9 番 上田 洋介 以上 2 名

議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

8 報告第 10 号 耕作証明書発行の件について

9 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 藤野 浩之

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 29 年 6 月の総会を始めさせていただきます。本日は 17 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 20 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 6 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、6 月に入りまして、梅雨入りしたのですが、なかなか梅雨らしい雨が降らないようであります。昨年も梅雨の末期でしたが、地震の後で、集中的な大雨がありました。御船町においては多大な被害がありました。今年も程ほど雨が降って被害がないことを願う次第であります。皆様におきましても田植準備等もあると思います。先日もトラクターの事故等も発生しております。皆さんも怪我等がないように注意して作業にあたってください。

私の方から報告がございます。先月の 29、30、31 日計 3 日間東京におきまして、全国農業委員会会長総会、事務局合同会議がございました。御船からは、私と山下係長 2 名で参加いたしました。熊本県参加者は、80 名でありました。全国からは 1800 名の参加でありました。地元選出の国会議員との意見交換会がありました。議員へ要望書を会長から渡されました。それから親睦会があり東京で 1 泊いたしました。30 日は、岩手県へ参りました。(新幹線での移動でありました。約 2.5 時間でした)北上市農業委員会にて研修会を実施されました。北上市農業委員会は、昨年の 4 月から新体制が組まれました。農業委員と最適化推進委員との連携体制の報告がございました。さまざまな意見等がございまして時間をオーバーした状況であ

りました。花巻で1泊し、31日は、東京へもどり、熊本へ帰って来ました。(20時頃つきました)以上の内容で参加してまいりました。報告しておきます。

それでは、6月の総会を開催いたします。

議長 議事録署名委員の指名を行います。18番 江藤委員 20番 荒木委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。議案第28号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成29年6月12日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典 2ページをご覧ください。今月は、4件の申請が出ております。

議案書3条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

②件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

③件目申請です。13筆申請が出ております。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

田 7 筆 畑 6 筆 計△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

④件目申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

田 2 筆 計△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町△番地
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇 〇〇

田 2 筆 計△m²です。

理由 3 条許可所有権移転です。4 件 19 筆、町許可分の申請
です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。3 条申請で所有権移転 4 件 19
筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の
説明をお願いいたします。

事務局

はい、①の件について説明いたします。昨年、周辺農地を
取得され、今回周辺の農地を耕作するといったことで申請があ
りました。現在は、檜が植林されておりますが、譲受人から話
を伺ったところ、伐採・伐根し、果樹を栽培する計画でありま
す。それでは、机上配布しております農地法第 3 条の調査書に
基づき説明いたします。第 2 項第 1 号（全部効率利用要件）に
つきましては、取得後は、果樹の栽培をする約束をされました。
又、農機具保有状況と労働力とも認められると判断しておりま
す。第 2 項第 4 号（常時従事）要件に関しましては、必要な農
作業に常時従事されることが認められます。第 2 項第 5（下限
面積）要件につきましても、年間作業日数も 150 日以上であり
認められ、取得後の面積も 50a 以上の農地耕作しており御船町
が定める下限面積を上回っております。第 2 項第 6 号転貸禁止
要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第
2 項第 7 号地域との調和要件として、畑として耕作管理し、周
辺地域へ支障きたさないことを約束されました。

以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断
いたします。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございました。こちらの件につきましては、担当委員の13番委員お願いいたします。
- 13 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。
ございませんか。
- 全委員 はい、ございません。
- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- 議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、②について説明いたします。こちら譲受人は同じ方です。規模拡大ということと、譲渡人も高齢で耕作が出来ない状況でありますので今回の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、果樹の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、10,046㎡であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましては、担当委員13番委員から説明をお願いいたします。
- 13 番 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。3条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。
ございませんか。
- 全委員 はい、ございません。
- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、では③について説明いたします。譲渡人が、高齢で耕作が困難なため、譲受人が、親戚であるため、生前贈与の意向を伝えたところ今回所有権移転の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き水稻・野菜の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、12,998㎡であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、田・畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。この地域担当委員は、4番委員をお願いいたします。

4番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、有った通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員 はい、ございません。

議長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、④について事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、では④について説明いたします。調査書4ページをご覧ください。譲渡人が、県外に居住しており耕作管理できないため、今回の所有権移転申請となりました。では調査書に基づき説明いたします。
取得後は、水稻の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の

耕作面積は、28,877 m²であり下限面積を上回っております。転貸禁止要件は自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。地域との調和は、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この地域担当委員は、14 番委員お願いいたします。

14 番 はい、現地確認へ参りました。今事務局より説明が、あった通りであります。何ら問題はないと判断いたしますので、審議のほどをお願いいたします。

議 長 只今の案件について皆さんからのご意見はございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 では、意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第 29 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
平成 29 年 6 月 12 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
6 ページをご覧ください。

議案書 (4 条) ①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 植林です。

議案書 (4 条) ②です。

物件の表示 大字〇〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 貸中古車販売事業所

今月 2 件の申請が出ております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。4 条の申請 2 件でした。事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、実質審査表に基づき説明いたします。7 ページをご覧ください。

議案第 29 号 受付番号①番 ○○ ○○○。

農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。

場所から説明させていただきます。議案書 9 ページを確認ください。○○の○○集落がございますが、そこから山手にゴルフ場がございます。矢形川沿いにあります。面積につきましては、△㎡であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で 4k m 位離れており、周囲は原野・山林と河川に囲まれた水田の一角である。35 年前くらいまでは申請者の父親が水田として利用しておりましたが、道路もなく、機械が入らないということから、又、荒廢地よりも植林して山林として管理した方が周囲のためでもあるということ、現在に至っています。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現在のままの利用であり、問題ないと思います。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現在のままの利用であり、問題ないと思います。計画面積の妥当性は、田 1 筆△㎡であり、山林としては妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。8 ページに記載してあります給排水計画ですが、給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、地下浸透、雑排水・汚水の排出予定はありません。10 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。11 ページに始末書を提出されております。12 ページに現状の写真を掲載しております。(管理された山林となっております。)

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。山林への転用申請でした。担当委員 14 番委員説明をお願いいたします。

14 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際

35 年前に栗を植えたが成長せず杉を植林し直したとのことでした。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第 29 号受付番号②番 ○○ ○○

農地の区分としては、第 3 種農地と判断しております。都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 1 種住居専用地域）に定められた農地である。面積としては、△㎡となっております。場所につきましては、15 ページに載せております。443 号線沿いであり、(○○方面へ行く道沿いでもあります。) ○○を過ぎたところが申請地であります。貸中古車販売事業所ということで転用申請が出ております。役場より 0.7 km ほど離れた東側を国道、その他を水田に囲まれた水田の一角であります。申請人は、借人から中古車自動車販売事業地としての利用させて欲しいと要望があったため、考えた末に、農地としての利用よりも国道沿いでもあるということもあり、農地以外としての利用でも構わないという判断した。そのようなことから、今回の申請地で、貸中古車販売事業所の計画をし、農地法第 4 条申請に至った。

一般基準です。

資力及び信用として、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げとなる者は存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は平成 29 年 6 月 27 日から平成 29 年 8 月 31 日までの計画で、遅滞無く供することに問題ないと判断できます。

計画面積の妥当性として、田 1 筆△㎡（事業面積△㎡）を貸中

古車販売事業所する計画であり、特に問題ないと判断されます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸中古車販売事業所に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、町の上水道へ接続する。雑排水・汚水に関しましては、接道する公共下水本管に放流する計画であります。追認といったことで、始末書を提出してあります。造成工事は、終了しております。（以前は、無料廃品回収場でありました。）被害防除計画として、境界線上にコンクリート擁壁を施行し土砂の流失を防ぐ計画であります。16 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 18 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

- 議 長 はい、ありがとうございます。この地区担当の 10 番委員説明をお願いいたします。
- 10 番 はい、今、事務局から説明があったとおりであります。隣接の同意もとっておりますので、何ら問題はないと判断いたします。審議の程をお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。今、委員より説明もございましたが、どなたか意見等はございませんか。
- 20 番 はい、事業面積と申請面積が、違いますが先ほど聞き取れなかったので再度お願いいたします。
- 事務局 はい、申請地とは別に 2 筆ございまして、事業面積には農地以外に国の土地を買収しているなのでその面積も含まれています。申請される面積は農地を転用する面積となりますので事業面積とは若干違います。
- 20 番 はい、わかりました。ありがとうございます。
- 議 長 他には、ございませんか。
無い様でございますので、異議なしと認めます。
この案件につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。
意見書を付けて、県へ報告いたします。

議案第 35 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、19 ページをご覧ください。

議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のと
おり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 29 年 6 月 12 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条は、5 件の申請がありました。

物件の表示①-1 大字〇〇字〇〇 地番△

地目 畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇〇県〇〇市〇区〇〇△番地
〇〇 〇

物件の表示①-2 大字〇〇字〇〇 地番△

地目 畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地

社会福祉法人〇〇会 理事 〇〇 〇〇

面積 2 筆△m²理由 5 条許可所有権移転 転用目的 保育所。

物件の表示② 大字〇〇字〇〇〇 地番△の一部

地目 放牧採草地 面積 △m²の内△m²

譲渡者（貸人）の住所 氏名 〇〇〇郡〇〇町〇〇△

株式会社 〇〇牧場 代表取締役 〇〇 〇〇

譲受者（借人）の住所 氏名〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇

〇〇〇〇〇協同組合 代表組合長 〇〇 〇

理由 5 条賃借権設定 転用目的 牛舎。

物件の表示③ 大字〇〇字〇〇 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇〇△番地

株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 貸流通業務施設駐車場。

物件の表示④ 大字〇〇字〇〇〇 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者（貸人）の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者（借人）の住所 氏名 ○○県○○○郡○○町○△番地
有限会社 ○○○ 取締役 ○○ ○○

理由 5条賃借権設定（県許可） 転用目的 貸駐車場です。

物件の表示⑤-1 大字○○字○○○ 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字○○△ ○○ ○○

物件の表示⑤-2 大字○○字○○○ 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字○○△ ○○ ○

物件の表示⑤-3 大字○○字○○○ 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字○○△ ○○ ○

物件の表示⑤-4 大字○○字○○○ 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字○○△ ○○ ○○

物件の表示⑤-5 大字○○字○○○ 地番△

地目田 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字○○△ ○○ ○○

物件の表示⑤-6 大字○○字○○○ 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 ○○県○○市○区○○△丁目△番△号
○○ ○○

物件の表示⑤-7 大字○○字○○○ 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字○○△ ○○ ○○

物件の表示⑤-8 大字○○字○○○ 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字○○△ ○○ ○○

物件の表示⑤-9 大字○○字○○○ 地番△

地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 ○○県○○○郡○○町大字○○△
○○ ○○

譲受者の住所 氏名 ○○県○○○郡○○町○○△番地
有限会社 ○○○○ 取締役 ○○ ○○

理由 5条所有権移転 転用目的 貸駐車場です。

田 9筆計△m²です。

議長

以上農地法第5条所有権移転及び5条賃借権設定合計5件です。

はい、ありがとうございました。5件14筆です。では、①番の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第30号受付番号①番 社会福祉法人 ○○○立地基準としては、第1種農地と判断しております。申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であります。場所に関しては、24ページをご覧ください。○○○というところがございます。そこからはいつての右側になります。グラウンドの手前の右側であります。

面積につきましては、△㎡であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で4km離れた東・西側・北側を道路、南側を宅地に囲まれた農地である。申請人は、町立○○保育園が、平成28年熊本地震により園舎が被災し、運営出来なくなったため、現在、仮施設にて運営しており、地元からも早急な復旧が望まれており、また、地権者の同意も取れたため、今回、保育所建築の計画をし、農地法第5条申請に至った。申請地は、第1種農地であるが、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであり、例外的に転用が出来ると判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金及び借入金及び国庫補助金にて対応する計画であり、残高証明書及び福祉貸付資金借入申込書により事業に必要な資金を有していると判断いたします。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後直ちに転用事業に着手し、平成29年7月1日から平成30年3月31日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑2筆△㎡の敷地に保育所の計画であり、施設等については妥当と判断します。雑種地が2筆含まれているが、その2筆も今回の駐車場14台分の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を保育所に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域

の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況は、町開発指導審議会において協議済みであります。23 ページをご覧ください。給排水計画につきましては、東側町道に敷設されている配水管より給水管 40 φ にて分岐し引き込む計画であります。雨水に関しましては、浸透井戸 900 φ 2 基を設置し流出制御を行う。オーバーフロー分を東側町道側溝に放流する計画であります。生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて処理後、東側町道側溝へ放流する計画であります。排水の同意を取っておられます。25 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 26 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。保育園への転用でございます。担当の 16 番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。静かで、環境の良い場所と判断しております。周囲の同意も取っており何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。熊本地震による移転であります。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、②の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、27 ページをご覧ください。

受付番号②番 ○○○○○

立地基準 農地の区分としては、農用地域内にある農地であります。農地法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地である。申請地の場所といたしましては、29 ページに記載しております。○○○から登っていくと○○○へ行く道がございます。左は○○○方面

右は〇〇へ行く道であります、それを〇〇へ行く途中の右側に〇〇牧場の入口があります、農場の一角であります。面積といたしましては、一部ではありますが、△㎡であります。申請地は、役場より△kmほど離れた農用地内にある農地であります。申請人は、農業経営の規模拡大を図り、収益の向上、地域の活性化及び畜産振興に努めたいということで牛舎の建築を牧場経営に適しているということで、今回の申請地で計画し、農地法第5条に至った。申請地は、農用地内の農地であるが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであり、例外的に除外が出来ます。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金及び補助金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、根抵当権者の同意も取れており、特に問題ないと考えられます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、牧草地1筆△㎡、牛舎の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を牛舎に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況は、農用地利用計画の用途区分の変更（農業用施設用地）は終了しております。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水は既存給水施設を利用いたします。雨水に関しましては、雨水地下浸透枘を設置し地下浸透とする。畜舎内の汚水につきましては、牛床に敷いたおがくずやもみ殻等により吸着させて堆肥化処理を行う。30～32 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は31 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員は、6番委員説明をお願いいたします。
- 6 番 はい、事務局と〇〇と地域振興局と一緒に説明・現地確認へ参りました。周辺地域の説明会もございました。区長の同意も受けられておりました。土地改良区の方も集めて説明されておりました。私たちが、一番心配することは、水が汚染されないかを心配しております。その辺は十分に考慮し建設するとのことでした。(維持管理もいたします。) 8年前に立っている牛舎もございますので、問題ないと判断されますので審議をよろしくをお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。8年前にも牛舎建設時に農業委員会で、現地視察へ参りました。それ以降は、問題はなかったのですか。
- 6 番 はい、問題はありませんでした。
- 20 番 私も幾度も現地確認へ参りました。し尿処理など管理してありました。何ら問題はございません。
- 議 長 只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。
- 議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、③番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、33ページをご覧ください。
受付番号③番。株式会社 〇〇〇〇
立地基準といたしまして、第1種農地と判断いたしました。土地改良事業を行っている農地であるためこのように判断いたしました。
場所につきましては、35ページに記載しております、確認ください。赤で囲んでいるところが申請地となっております。上部に〇〇〇と書いてありますが、前回申請があったところがあります。隣接が今回申請地であります。
面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より5kmほど離れた東側を県道、西側を道路、南側を宅地、北側を宅地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、隣接地で、

貸流通業務施設を営んでおりますが、敷地面積が狭く、大型車などを置くスペースが他に欲しいという要望を以前から受けておりました。また、将来的に事業所をこちらに集約したいという構想もあって、今回、隣接地地権者と交渉したところ、話がスムーズに進み、農地法5条の申請に至りました。申請地は第1種農地ではあるが、流通業務施設であり、県道の沿道の区域ということで例外的に許可できる。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といったしましては、転用の妨げとなるものは存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は平成29年7月10日から平成29年10月30日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、田1筆△㎡を貸流通業務施設駐車場にする計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸流通業務施設駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、駐車場であるためございません。排水に関しましては、36ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は37ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。貸流通業務施設駐車場申請でした。この担当委員2番委員お願いいたします。

2 番 はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。排水が県道側へ放流する計画であります。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員
議長
事務局

ありません。
意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。
全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、④番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、29 ページをご覧ください。
受付番号④番。 (有)〇〇〇
場所につきましては、38 ページに記載しております、確認ください。賃借権設定です。39 ページをご覧ください。
受付番号⑤番 (有)〇〇〇
所有権移転であります。④番⑤番は、事業計画が同様でありますので一緒にまとめて進めさせていただきます。ご了承ください。

議長

④番⑤番まとめて、ということですね。では、意見のほうもまとめていたしますが、よろしいですか。

事務局

はい、お願いいたします。
立地基準です。こちらは、第3種農地と判断しております。高速自動車道国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路出入口の周囲おおむね 300m以内の区域にある農地であります。〇〇・〇〇 I C の出入口 300m以内でありますので第3種農地となります。(転用が出来る農地であります)
場所につきましては、42 ページに掲載しております。〇〇・〇〇 I C 出入口であります。国道 443 号線を〇〇へ行く道路であります。ループの中の農地であります。これが今回の申請地であります。面積としては、賃借権が、 Δm^2 、所有権移転が、 Δm^2 ということになっております。合計 Δm^2 となります。(里道を含めると Δm^2 となっております。)申請地は、高速道自動車道国道その他自動車のみの交通の用に供する道路の出入口の周囲おおむね 300m以内の区域にある農地というところで第3種農地である。役場より 3.5 kmほど離れた周囲を高速道路、国道に囲まれた水田の一角であります。申請人は、昨年4月熊本地震において特に、益城町、御船町、西原村、南阿蘇村、阿蘇市が甚大な被害を受けており、その災害復旧工事及び家屋の解体工事で使用する工事車両が不足しているという事態が発生していることからレンタルリースの工事車両置場の計画

をし、農地法第 5 条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在いたしません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成 29 年 7 月 25 日から平成 29 年 12 月 25 日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、賃借権、田 1 筆△m²、所有権移転、田 9 筆△m²、合計面積、事業面積、田 10 筆、△m²の敷地に貸駐車場 44 台分の駐車場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。法令（条例を含む。）により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況としては、3,000 m²以上ということから県開発行為協議中である。また、事業地内に里道があるので、払い下げの手続きもしている。農振除外については、事前協議が終了し、公告縦覧の手続きしております。40 ページにございますが、計画概要ですが、事業面積は、△m²ですが、転用面積は、△m²、土地利用計画としては、内訳としてはこのように記載してあります。次のページをご覧ください。給排水計画につきましては、給水に関しては、井戸により給水するため敷地内より掘削して給水する計画です。雨水に関しましては、敷地内にて自然浸透及び側溝により集水して浸透枡を 3 基設置し浸透処理しオーバーフロー分について隣接する集水枡に接続し放流計画であります。（地元区長からの同意を取っております。）汚水・雑排水処理としては、汲取り式簡易便所を設置する。32 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 44 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

はい、ありがとうございました。貸駐車場申請でした。この担当委員 16 番委員お願いいたします。④⑤番まとめてお願いい

議 長

たします。

16 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 31 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、45 ページをご覧ください。

議案第 31 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 29 年 6 月 12 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表です。46 ページから 48 ページに掲載しております。46 ページをご覧ください。今月新規の利用権設定が、田の合計が 5,718 m²畑は、3,935 m²です。計 9,653 m²です。次の 47 ページをご覧ください。こちらは、再設定を掲載しております。今月は、2 件の申請が出ております。田のみですので、合計は 7,968 m²であります。続きまして、48 ページです。農業公社を通しての所有権移転であります。今回は 1 件であります。田の 131 m²であります。畑等はありませんので計の 131 m²であります。次の 49 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画 を定める。

平成 28 年 8 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 6 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 13,686 m²畑の累計は、3,935 m²。田畑合計で 17,621 m²となっております。

ます。所有権移転に関しましては、田 131 m²となっております。畑はございませんので累計は、16,174 m²です。右側が本年の累計です。田の累計は、206,392 m²畑の累計は、26,078 m²田畑合計は、232,470 m²です。所有権移転合計は、田のみで 16,174 m²です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ございませんか。 それでは、利用権設定並びに集積計画総括について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、報告第 10 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、51 ページをご覧ください。
報告第 10 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 29 年 6 月 12 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。今月は、2 件の耕作証明書を発行しております。耕作証明書の内容としては、52・56 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かございませんか。では、その他に移ります。非農地証明願の件について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 57 ページをご覧ください。
今月、非農地証明願が、提出されております。

申請者が、○○○郡○○町大字○○△番地 ○○ ○○
農地法の施行前の昭和 27 年 10 月 20 日以前から宅地となっており、農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。
土地の所在 ○○町大字○○字○○ 地番△ 面積△m²
所有者 ○○ ○○

現在の地目としては、畑 となっております。58 ページに地図が記載してありますが、役場のすぐ近くになります。3 軒ほどございますが家が建っている部分であります。宅地に変えたいという希望がありましたので今回の申請となりました。昭和

27年10月20日以前から宅地となっていたことを、地元区長より同意を取られております。59・60ページ59ページの赤で囲んでいる部分が、畑となっている所であります。60ページは建物（小屋）の先に赤で囲んでいる部分が、畑の部分であります。（以前から家が建っていた部分）農業委員2名で確認していただいております。農業委員会としても確認業務でもありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。どの委員が確認されたのですか。

事務局 はい、10番委員 12番委員 2名です。

議長 12番委員意見をお願いいたします。

12番 はい、3名で現地確認へ参りました。事務局の説明通りでありました。確認して何ら問題ないと判断します。審議の程をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。これは〇〇小学校の裏側ですね。〇〇〇から入った箇所ですね。この件に関しまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございませぬ。

議長 意見がないようですので、この非農地証明願に対して承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認いたします。続きまして、事務局からお願いいたします。

事務局 はい、非農地現地確認の件について、説明させていただきます。本日、机上配布しております資料をご覧ください。

平成29年度前期 農業委員非農地現地確認割当表をご覧ください。今回、前期・後期に分けて実施いたします。理由としては、内部作業が年末に掛けて繁忙時期となるため分けて行うことにいたしました。忙しい中と思いますが、ご協力お願いいたします。前期の部分は、5日間に渡り実施いたします。現地確認は1人1日のみとなります。平成29年前期の申請数として、13件55筆41,108.5㎡となります。4町ほど出ております。中山間を中心にした申請地であります。現地確認をしていただくこととなります。平坦としても山付の農地となっております。高齢で担い手がいない農地であります。平坦の中でも里道がない、農振農用地に関しては、小作されている方に紹介し耕作をお願いしている状況であります。（受け入れていただき開拓中）

今回 7/20～7/31 間での 5 日間現地確認をいたします。第 1 回目が、田代ののんびり村周辺です。24 日が南田代・上野 26 日が七滝、28 日が滝尾・高木、31 日が木倉となっております。基本的には、この日程で進みます。しかし、この日程で確認が出来ない場合は、各委員さん間で、調整をお願いいたします。変更があった場合は、必ず事務局まで連絡をお願いいたします。交代委員さんが居られます。(川地委員、藤田委員、藤本委員、江藤委員) 次のページをご覧くださいと、中山間が 9 件の 46 筆、平坦が 3 件の 9 筆あります。七滝の方が 1 件で 16 筆出されております。のんびり村 1 件ですが、10 筆 1 町位ございます。上野地区ですが、12 筆となっておりますが、訂正をお願いいたします 15 筆となります。三間伏から茶屋ノ本までの広範囲となります時間が足りないかもしれません負担がかかるかもしれませんが、お願いいたします。七滝は農地がある程度集まっている箇所であります。次のページをご覧ください。待ち合わせ場所というのがありますが、3-13-2 ですが、日付・曜日が間違っておりますので、訂正をお願いいたします。7/26 水曜日と訂正をお願いいたします。申し訳ありません。集合場所としては、合流しては、合流して現地確認へ参ります。平坦の方は、役場カルチャーセンター前に集合し、待ち合わせ場所へ行きます。現地は、相当草が生い茂っていると思われまので装備をお願いいたします。農業委員用の帽子を忘れずに着用をお願いいたします。私からは以上ですが何か質問等がございましたらお願いいたします。

議 長
事務局
議 長

これは、前もって連絡はいただけますか。

はい、2～3 日前には、事前連絡をいたします。以上です。

皆さんお忙しい中とは思いますが、よろしくお願いいたします。

事務局

積み立ての件 研修先 曜日

視察先の件 8 月～9 月予定

次回の開催日 報告

議 長

これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

18 番

⑩

20 番

⑩